

# 農民戦争にいたるエルザス農村の 社会経済状況について

渡 邊 伸

## はじめに

農民戦争の研究は、原因について活発な議論を行ってきた。経済的側面に関してみれば、農民戦争は貧困化が原因であったとするのか、そうではなく経済的には良好な状況にあったから政治的な運動であったとみるのか、という点が大きな争点の一つとなってきた。また近年では農民戦争を宗教改革の一環と捉え、共同体的宗教改革という視角を提示する Blickle とそのグループの見解が注目をあつめ、活発な論争が行われている。その問題点として、経済面ではとくに共同体の実態の把握について、Blickle らは農民層の窮乏化と共同体の位置づけ、つまり共同体を重視するためにその内部の階層分化の評価が曖昧であることなどが指摘されている<sup>1)</sup>。

農民戦争の経済的要因としてとりあげられている問題、15世紀から16世紀初頭の経済状態に関しては、荘園制の変化、とくに農奴解放後の体僕制の強化に代表される領主反動、人口増加による困窮化、あるいは領邦国家の進行にともなう課税強化や共同体などへの諸負担の強化などが主要な要因とされてきた。しかしながら、農民戦争研究の進展の成果として、地域差の大きさが改めて認識されており、数々列挙されている要因と農民運動の関連にしても、地域・地方レベルの実態解明から進む必要がある。ここでは西南ドイツ、エルザス地方を中心に農民戦争前の経済状況の確認を行うことにしたい。

エルザスにおける農民戦争は、この地方での15世紀末以来の蜂起、とくにブントシューとの関連から注目を集めてきた。さらに北部の低地エルザスは、司教領を中心とするが小領地の分裂状態にあり、ここでは1525年4月以降、農民団の中でも最も発達した共同体組織をもって約一箇月の激しい運動が展開し、ロートリンゲン公による虐殺をみた。一方、高地エルザスの大半を占めるズントガウ地方はハーブスブルクに属し、他のハーブスブルク領と同じ問題に直面していた。こちらでは運動は戦闘と交渉を経て、1525年秋まで継続した。したがってこの地域の事例の考察は、領邦化の問題、共同体組織の実態をみるうえでも有意義であると考えられるのである。

この地方においても、農民戦争以前の農民の富裕化の証言もあれば<sup>2)</sup>、逆に貧困化、とくに人口圧の指摘もある<sup>3)</sup>。農民自身は荘園制、税負担などを中心とした領主・聖職者・領邦君主らの

様々な抑圧に対して要求や不満を表明していた。農民戦争の焦点となったこれらの要因の実態について、考察していくことにしよう<sup>4)</sup>。

## 1 経済活動と動向

エルザス地方はライン河上流沿い、河から西へヴォージュ山脈までの間、標高200mほどの丘陵や台地の広がる、比較的なだらかな傾斜地の広がる地方である。この地方の経済的な基礎は都市を中心とした交易と、毛織物生産と農業、とくに蔬菜と葡萄であった。年平均気温は10.3度、降水量は490mmで、降雪も少なく、中部ヨーロッパでは最も温暖な地域に当る。西方、水利の良い場所は耕地化され、乾いた岩場・砂地は放牧地や葡萄園に、東・南方向には肥沃な沼地・泥土があり蔬菜園が作られている。

温暖な気候を利用して、とくに他より2週間ほど早い春野菜が古くから知られていた。耕作については不明な点が多いが、三圃制がとられており、小麦、ライ麦、大麦、カラス麦が栽培されていた。麻と亜麻の栽培については不明だが、リネン織物はローマ時代から知られている。

馬、牛、羊、豚など家畜の飼育は、農村に限らず都市でも盛んに行われていた。1393年のコルマール市の規定によると<sup>5)</sup>、羊30頭以上の飼育が制限され、パン屋は12頭以上の豚の所有を禁止されており、1478年から98年の規定では、市参事会員で4頭、一般市民で2頭以上の豚の飼育が制限されている。菜園はカロリング時代に遡る。栽培作物はキャベツ、冬キャベツ、大根、かぶら、玉葱等。1450年の記録に、コルマールの市民の菜園人がミュールハウゼンの年市に玉葱を持ち込んだこと、1540年のゲープヴァイラー市の記録に、菜園人が玉葱、かぶら、キャベツ、ほうれん草、にんにく等を販売したことがみられる<sup>6)</sup>。

低地（北部）エルザス地方の農業が全体としてどれくらい市場と関わっていたかについては史料が少ないが、市場に作物を供給していた地域は判明する。これはとりわけ南はラントグラベンから北はファルツにいたる、そして東は Breusch と Zoll の間の Kochersberg 丘陵からヴォージュ山地沿いに広がった葡萄栽培地域である。1500年頃は葡萄栽培がエルザスの歴史で最も耕作地を拡げた時期であったとされている。たとえば Molsheim の近くの Sulz と Wolxheim ではほとんど全ての土地が葡萄栽培に向けられおり、この地域はモノカルチャー化していた。第二の市場経済に密接に結合されていた地域は、葡萄栽培丘陵の東になる、専ら穀物栽培を行っていた Kochersberg である。この地区の農民の契約からえられた数が示すのは土地の3分の2が小麦栽培を行っていたことである。第三にシュトラースブルクの北東では市場向けの牛の牧草地が存在した。ただしこれはほとんど史料にも登場せず、実態はつかめない<sup>7)</sup>。

16世紀初頭のエルザスの経済構造は、とくに都市経済の発展と農村の富の配分において大きく変化していた。都市は農村にますます大きな影響を及ぼした。ハーゲナウ、シュレットシュタット、コルマール、そしてシュトラースブルク、バーゼルなどの都市はこの地方での経済的、とくに金融上の中心位置を占め、間接的に大きな地域を支配していた。このような経済活動が行われていたなかで、農村の経済状況は悪化していたのか、それとも発展していたのか。まず長期的な

経済動向からみてみよう。

エルザスにおける穀物価格の推移を Hanauer、Dollinger の研究によって見てみると、1200年から14世紀半ばまでは人口増加、物価上昇、賃金上昇が認められる。その後14世紀の半ば以降、顕著な衰退が観察される。1351年から1360年までの平均から最も深い不況期（1471-1480）の平均との間で、ライ麦の実勢価格の減少は44.7%である。続いて価格は1510年から1540年にはゆっくりと上昇し、それ以後上昇は急速になった<sup>9)</sup>。

このような価格動向は、Abel をはじめとする一連の研究が示した中世ヨーロッパ全体の穀物生産と人口変動の関係の長期傾向と一致している。すなわち15世紀の穀物価格の下落は、中世末の最も重要な経済現象の一つである。1400年から1500年にかけては人口は減少し、穀物価格も低下、対照的に畜産品価格はほとんど変動せず、労賃は上がる一方であった。工業製品の需要は減らず、農業部門との格差が拡大した。

この後退の原因は判然としないが、主要な原因は、この時期に繰り返し襲ったペストなど伝染病が人口減少をもたらしたことに求められている。これに対して農業生産は、もし低下したとしてもその程度はより小さく、需給関係でみると相対的に上まわったと考えられている。穀物価格の下落は、消費者とくに都市の居住者に有利であったが、生産者、領主・農民にとっては不利だった。このことは少なくともある程度まで15世紀農民の深い不満を説明するとされる<sup>9)</sup>。

したがって単純に考えれば、16世紀初頭になると、土地保有者にとっては相対的に好況であった。彼らにとっては農民戦争は政治的・社会的・宗教的運動ということになる。他方、職人・賃金労働者・農業労働者にとっては逆境であり、都市・農村の無産層にとって農民戦争は社会経済的運動であったという見解がでてくる<sup>10)</sup>。

ただし当時の人々は、こうした長期的な変動だけで自らの状況を判断したわけではない。後で見ると、穀物価格は収穫量による変動がきわめて大きかった。このため価格が一年で50%以上も上下したこともまれではなかったから、彼らの関心はむしろ短期的な変動に向けられていたと考えられる。また当時各地で頻繁に起こっていた通貨価値の切り下げが、価格の実態をつかみにくくしていたことも考慮されねばならない。しかしながら先の見解の、この二つのグループ・階層の農民戦争への参加動機は同一ではなかったとする論点<sup>11)</sup>は重要であろう。

## 2 領主制の変化と農村共同体の発展

まず領主制の実態についてみていこう。エルザス地方、とくに北部の低地エルザスにおいては、土地のほとんどは貴族や富裕な市民、とりわけ教会が所有した。史料は17世紀半ばの財務台帳しかないようであるが、その検討結果を見ると、司教の他、多くの土地所有者がおり、農民も土地所有者として登場する。Kochersberg の耕地26989 Acker (1 Acker=約25 Ar) の内、農民は6504 Acker を所有。残りのほとんども司教の所有ではなく貴族や富裕な市民、とくに教会参事会や療院など教会関係の団体の所有となっている。一方、プロテスタント地区の Benfeld では16499 Acker の内、農民は5332 Acker の所有という記録が挙げられている<sup>12)</sup>。

これらの所領の経営状況を見ると、土地が賦役によって耕作されていた記録はほとんど見あたらない。これを示す記録は3つで、1538年この地方に居住していた Ulm と Sasbach の体僕に科せられていたものと、Amt (管区) ・Oberkirch で1607年に全ての賦役を1500 Gulden で解消するという記録がある。また Zabern、Rufach の住民は司教の城があったため、年40日の建築などの賦役があった<sup>19)</sup>。したがって中世末に賦役が強化されたかどうかという問題があるが、この地方では直営地の再建への賦役の強化は、他の地域ほど顕著なものとはいえないだろう<sup>14)</sup>。

ほとんどの領主、土地所有者はその領主直営地をそれぞれの所有地の条件に応じて、耕地ないし菜園として賃貸していた。この借地は世襲も譲渡もできた。もっとも多かったのは直営地を一括して貸与し現物地代を徴収した Dinghof とよばれる方式である<sup>15)</sup>。このような制度は南部エルザスのハープスブルク領ではみられないものであった<sup>16)</sup>。

Kochersberg の穀物生産地区の借地契約の中には20年以上の長期契約もある。しかし、ほとんどの契約はより短い期間である。142件の契約の記録のうち99件は9年、23件が18年、6件が12年契約という統計がある。これに対して葡萄栽培人は20年以上の長期契約を求めている<sup>17)</sup>。これはもちろん作物の生育・栽培の違いが背景にあると考えられる。

土地領主が、とくに13世紀以降、直営地を貸し出し、地代領主化するにつれて、共同体の役割が重要なものとなっていった。たしかに直営地は一部ではかなりの面積を占めていたし、賦役も存続していた。しかし直営地経営の基本単位であった Hufe は単なる徴税単位となり、また分割によって境界も曖昧となっていった。Schiltigheim では、耕地は一連の Hufen に分割されており、それぞれは30から40 Acker の広さであったが、16世紀初めには、この Hufe がさらに2から10の Hörige に細分化され、Hufe 単位では集会所が開かれたり税が集められていたが、個々の農民の耕作とは直接の関係はなくなっていたのである<sup>18)</sup>。ただし Dinghof という一括貸与された土地は、その後領主による共有地への介入の手段となったことが指摘されており<sup>19)</sup>、注意を要する。

次に領主にかわって農村生活の主役となりつつあった農村共同体 Dorfgemeinde の発展についてみることにしよう。

農民戦争におけるエルザス地方の農民団の特徴は、共同体的な組織がもっとも発展した形を示したことにある。この地方の宗教改革時代前後の農村共同体の状況を見ていこう。13世紀以降、この地方においても農村の共同体が次第に発展してきた。その機能はたいていは誓約を行なうことによって、経済的というよりも互助的な共同体を組織し、平和・秩序・法権利の維持・拡大にあたった。そこからさらに霊的領域の配慮もするようになった<sup>20)</sup>。

農村生活の規範たる「判告集」には、領主に上級・下級の裁判権や耕作強制権 (ツヴィンク・ウント・バン) があることが明記されているが、しかし実態をみると、下級裁判にすら該当しない係争が中心であり、領主裁判権はほとんど意義をもたなかったことが判明する。逆に共同体側が実質的な裁判権を持つようになっていた<sup>21)</sup>。稀には1529年の Wasselnheim の記録に見られるように上級裁判権すら行使している例も登場する<sup>22)</sup>。裁判と未分化の行政権も共同体が担当するようになっている例としては、たとえば Barr で村落裁判によって行政規定 Polizeiornungen が

作られている<sup>29)</sup>。このほか Ruprechtsau では共同体のメンバー全員に告発、共同防衛という平和維持の権利・義務を定めている<sup>29)</sup>。

こうした共同体の自治が発展するにつれて、村落共同体の役職、領主の任命によって村落裁判の主催をする Schultheiß<sup>29)</sup> とか参審人、誓約衆や徴税人などが積極的な役割を担うようになった。その内部構成は村によって千差万別である。共通した特徴をみると、Schultheißとともに村の共同体の代弁者として、本来は財務担当の Heimbürger が登場する。中には領主に反して選任された例も指摘されている<sup>29)</sup>。いくつかの村ではさらに住民が選出する Bürgermeister、Dorfmeister (村長に相当) も登場し、度量衡、出納会計、裁判を司った。これと並んで誓約衆・参審人が選出され、村内での民事係争や村法違反において陪審員や行政に重要な役を勤めた<sup>29)</sup>。これらの権限などは多様であった。彼らの選出は正規の共同体員の選挙による他、内部銜衡されている場合もある<sup>29)</sup>。住民による村長の選挙や自主的なゲマインデ代表組織は、南のハーブスブルク領よりも北の低地エルザスのほうが多く確認でき、司教以下、小領主による割拠状態にあった北部での共同体の強さをみることができる<sup>29)</sup>。

参審人の数は、1483年のシュトラースブルク市領の記録で住民として農民9名、漁師40名、1576年の記録では、農民20名、漁師100名以上を数えた Illkirch で6名、後に9名。15世紀初期、農民7名、漁師26名、日雇い42名、寡婦11名、16世紀初頭で140名の住民のいた Wasselnheim で7名。人口数は不明だが比較的多かったと推定される Marlenheim で7名である。領域内の小都市では20名を数える<sup>30)</sup>。このことから参審人の数はある程度住民人口に比例したと推測できる。

また比較的大きな村落では、行政実務を担当する下級役人、たとえば森番・夜警・垣根番・徴税人・墓掘りなどを置いていた。これらの役人は選挙か村役人による任命によって選ばれた。

住民についてみると、その構成は都市の場合とほぼ共通していた。農村共同体のメンバーとしての権利は買取であり、共同体員の息子は優遇された。共同体のメンバーとなるには、村の中に住居を持ち、他のメンバーへの援助、軍役奉仕、監視役、税負担などの義務をおわなくてはならなかった。そのかわり共同体からの助力、保護、共有地の完全利用権を得た<sup>31)</sup>。シュトラースブルク市領地内の村落における完全資格を持つ共同体員 Gemeindebürger について、取得金の金額が判明する。たとえば16世紀頃、Wasselnheim で子弟が10 Schilling、移入者が30 Schilling。Illkirch で子弟が30 Schilling、移入者が6 Pfund (1 Pfund=20 Schilling)、彼が共同体員の子女と結婚していれば3 Pfund 等である<sup>32)</sup>。これから各村落共同体はそれぞれ独自に取得金を設定していたと推定され、各共同体の自治権の発展を読みとれる。

ほぼ年一度ゲマインデ代表か代官によって召集され開催されるゲマインデ集会で村役人人事や耕作手順など重要決定がなされる。これには共同体員の完全資格を持つ者が全員参加することが原則で、無断欠席に対しては村八分などの罰則があった<sup>33)</sup>。

村内には、村共同体員の他に小農 Hintersasse がいた。彼らは村民権を負担しえないか、しない住民であり、村共同体員が持つ権利を持たない代わりに、義務・負担も軽かった。とくに政治的権利・村内自治の参加権は無かった。しかし中世農業に不可欠であった共有地の使用権は、決

められた利用料を支払えば認められるのが通例であった<sup>39)</sup>。

以上のようなエルザス地方の農村共同体のありかたは、南ドイツなどで広く認められた共同体の状況と一致している。むしろ注目すべきは、15世紀末以降、この地方の村落共同体が、村共同体員を中心に外部に対して閉鎖的な性格を示すようになっていたことであろう。

自治権の大きな村ではしばしば判告集の代わりに村落条例が作られている。それらにはよそ者の締め出しを意図した規定がある。代表的なものとして宿屋に宿泊者の報告を義務づけ、一泊以上を禁止した Steinburg 村のものをあげることができるが、その他にも営業に関して肉屋・パン屋・製粉業などでの雇傭について詳細な規定が設けられたり<sup>40)</sup>、また徒弟条例と認められるものがある<sup>41)</sup>。こうした外部に対する敵対感情は、15世紀後半以降に次第に明確になっており、Dubled は、これを人口増加の結果であると見ている。しかしこれは Rapp らの研究からみて問題がある。この時代の農村の人口過剰はシュヴァーベン、チューリングゲン、スイス等では認められているが、Buszello、Rapp らはエルザス、フランケン地方では確認されないとしているのである。この人口動態の問題は、農民戦争の原因の一つとして重視されている問題であるので、少し詳しくみておく。

人口圧はあったかどうかについてみておくと、Rapp は農民戦争前の半世紀に北部エルザスでは土地は不足していなかったとする<sup>42)</sup>。まず人口沈滞の徴候と考えられる廃村現象だが、少ないとはいえ農民戦争直前にも廃村の記録がある。1508年 Ittelnheim は2世帯だけである。これより幾分シュトラースブルクに近い Kleinatzenheim では、同時期に少なくとも1世帯は生活していたが、1576年には地名の記載がない。肥沃な Kochersberg 地域の Hohatzenheim では1453年に28世帯あったが、1483年には23世帯である。Itenheim では、宣誓記録に36名である<sup>43)</sup>。かなりの人口が確認されるのはシュトラースブルクの北方の少数の集落で、前述の Illkirch、Wasselnheim の他、Weyersheim でおよそ300戸、Wantzenau、Brumath および Rhine 対岸の Honau で200戸前後、Neuweiler がおよそ150戸を数える<sup>44)</sup>。

多くの地方でなお余剰地があったことは、肥沃な Kochersberg 地域においても、egerden と呼ばれる利用されていない荒蕪地の記述が登場することから伺われる。さらに1512年 Breuschthal の例がある。ここの領主である司教は、住民の多くが林業・狩猟に勤しんだために Breuschthal が荒蕪地になったと非難し、開墾・耕作のために馬の飼育を命じ、2頭の馬を持っている者には2倍の土地を耕すことを、さらに代官には放置された耕地を没収し、勤勉な借地農に配分するよう命じている<sup>45)</sup>。

次に人口増加分の有無を確認するために、住民数だけでなく、移住についてもみると、むしろこの地方への流入の記録が目立つ。まず都市への移住についての手がかりとして、シュトラースブルクの市民登録記録をみると、たしかに多くの農民、その子弟が市壁内に移っている<sup>46)</sup>。そして都市の規定から状況を推測すると、市参事会は営業規制の強化政策をとり、各工房などでの雇傭者数の制限を行っている。貧民に対する評価は厳しくなり、以前よりも危険視されるようになっていく<sup>47)</sup>。しかしその出身地は南ドイツ各地に広がり、とりわけシュヴァーベンが多い。彼

らはエルザス農村にも移住してきている。15世紀末、Westhoffen 村の記録に Ulm と Dinkelsbühl 出身の農民が登場する。同時期 Boersch の記録にも Esslingen からの集団移住の記録がある<sup>43)</sup>。

以上のような手がかりから、シュヴァーベンのような人口過密の地域と比べると、エルザスはまだ人口過密でなかったと判断されるのである<sup>44)</sup>。ただし Westhoffen の記録を見ると、Boersch、Mosbach、Appenzeller、Stollhofen、Brechlingen など、他のエルザス農村の出身者の記録もある<sup>45)</sup>。これは農村での何か不安定要因があったことをうかがわせる。いずれにせよ村民権の獲得は加入金の引き上げなどによって次第に困難にされており、既得権の維持が重要視されたことを示している。

共同体の閉鎖性が昂まったという現象について、たんなる人口増加が原因だったとするのは、この地方の場合、早計であろう。むしろこの地方の共同体の発展そのものから生じたと考えられる。手がかりとして、16世紀初頭、聖堂区教会の鐘の改装をめぐる教会のある集落とそこに従属する集落との間の負担金争いの例がある<sup>46)</sup>。ここでは共同体意識の発展が、複合的な教会共同体の中で軋轢を生んでいるのである。農村共同体の閉鎖性が強まっていたという事態は、人口圧だけではなく、共同体そのものの発展によって生まれており、ひいては外部からの圧力による危機、村内格差の拡大を背景とした既得権の問題や、貧民の不満の外部への転嫁などによって生じたと考えるべきではないか。以上、エルザス地方においては、南ドイツ各地と同様に農村共同体が発展し、さらに閉鎖性も昂まっていたことが確認される。そしてこの共同体の閉鎖性は農民戦争の展開において農民団の組織性に大きな影響を及ぼすことになるのである。

### 3 農村共同体への圧力

次に共同体のおかれていた状況、具体的にはまず外部からの圧力を、次に次章で共同体内の問題、すなわち階層分化、農民層の分解について考察したい。この問題は、農民戦争の原因として、従来から重要視され議論の争点となったものであり、また農民戦争を共同体の宗教改革運動の一環と捉える Blickle らの議論の有効性を考察する上でもポイントとなると考えられる。この問題も地方差が大きいとされる。この地方での実態を検証していくことから探っていきたい。

15世紀以降、諸侯・領主による農村共同体への権利制限や圧力が認められるようになった。このことは1307年の記録と、1473年の記録の比較によって推定されている<sup>47)</sup>。14世紀後半から15世紀にかけて財政支出の増大は、諸侯・領主に領域内からの搾取の強化に向かわせ、行政・法体系の整備、中央集権化を進めさせた。これらの組織化は帝国レベルでは難しかったが、シュトラースブルク司教領やハープスブルク領など領邦レベルでは進められた。たとえば1523年フェルディナント大公は新しい統治例を制定、行政・司法が複雑化し、地方慣習は無視され遅滞も生じた。こうした変化はローマ法の導入によって強調されたが、Rufachのブントシューなどはこれらの変化への軋轢を示している<sup>48)</sup>。

また諸侯が領域にラント支配権を行使するにつれて、中小領主でも領主権の反動強化が著しくなった。南ドイツ各地でアルメンデを巡る対立や、賦役の新規導入、税の拡大をめぐる対立が認

められる<sup>49)</sup>。慣習法の確認に当たっては、領主に有利な法は残され、不利な法は無視されている<sup>50)</sup>。とくに南エルザスのズントガウ地区では15世紀中葉のアルマニャック党の侵入やハープスブルクとスイスとの戦争の影響によって混乱した「古き法の回復」の名目で領主制度の強化が行われた。これはとくに高地エルザス、ハープスブルク領の農民の要求や農村の規約に現れている<sup>51)</sup>。

また都市も領邦化を進め、共同体の自治権を制限しつつあった。シュトラースブルク市は1513年に6名の市参事会員からなるラントヘル制を設置し、各アムトマン、管区統治の総括・監督を行うとした。各委員は年に2回、領村を巡回し、フォークトやアムトマンと共同体との係争を調停する。これによって市参事会とそのフォークト・アムトマンは、各ゲマインデから下級裁判権を奪い、民事係争についても干渉、さらに役員選挙にも介入、任命権を掌握するようになった。新メンバーの加入も市の承認が必要とされた<sup>52)</sup>。

村落共同体自体も行政組織の単位という性格を与えられていった。シュトラースブルク市領の場合、都市法を持っていた Benfeld、Ettenheim、Kentzingen、Herbolsheim、Lichtenau 以外は農村共同体を行政単位としていったが、二村で一つの共同体を作ったものが3つある<sup>53)</sup>。この点は、教会組織の上でも聖堂区がしばしば複数の集落を単位としていたことと併せて<sup>54)</sup>、共同体意識のあり方を考える際に注意しなければならない。

こうした行政組織の整備の他に、財源確保のためにも、共同体の自治権に圧力が加えられた。まず第一に、木材伐採、狩猟・魚撈権の制限・剥奪が挙げられる<sup>55)</sup>。シュトラースブルク司教は、Schirmeck に対して、また Murbach の帝国代官は Edelsheim のゲマインデ（村落共同体）に対してこれらの権限の制限、管理強化を行っている。シュトラースブルクの聖堂参事会は Kestenholz の住民に対しその森のオーク材の建材利用を禁止した<sup>56)</sup>。これは都市も同じで、シュトラースブルク市は森林木材の利用を制限する規定を設け、1514年に Marlenheim、Nordheim、Kirchheim 等の共同体と裁判で争っている<sup>57)</sup>。これらの権利は、農民戦争の共同綱領に位置づけられている「12箇条」でも取り上げられていたし、また Neuburg の農民団が農民戦争においてこれらの権利を主張していることから、農民が重要視していたことが判明する<sup>58)</sup>。

さらに15世紀には実質的に共同体の管轄下に入っていた、牧草地などの共有地アルメンデの利用権も制限しようとした。アルメンデは、既にほぼゲマインデの掌中において、それらの管理運営は共同体とその裁判に委ねられるようになっていた<sup>59)</sup>。しかし1522年司教が Rheinau、Obersulz から従来認められていた村の森の利用権を奪っている<sup>60)</sup>。他の例としては、1521年に共有地の利用権をめぐる、Dorlisheim の共同体とその領主であるシュトラースブルクのヨハネ騎士団とが争っている。また Barr の領主は、Barr のゲマインデにたいし共有地の利用税を、1497年から1525年の間にほぼ二倍に引き上げたという記録がある<sup>61)</sup>。

村の下級裁判権についても、領邦化政策の進行に伴って制限が行われるようになっていた。この地方の例としては、たとえばシュトラースブルク市が16世紀初頭まで各共同体が Schultheiß 主催の裁判で行使していた処罰権を掌握しようとした。1509年に Amt・Illkirch、Wasselnheim



に新しい裁判規定が導入され、村独自の裁判は廃止された。とくに後者では参審人を代官の介入なしに選んでいたが、ラントヘル制とともにその自治は否定された<sup>62)</sup>。この制度の導入により、Wasselnheim と対立が生じ、結果として共同体の裁判を初級審化することで妥協をみている。Marlenheim ではこの制度は導入されえず、Dettweiler などでは一部のみの導入ということで落ちついている<sup>63)</sup>。

行政権については、とくに Heimbürge n の選任と印章の保持をめぐる対立が起こった。前者については上記の Wasselnheim、Marlenheim、Dettweiler 村がここでもその代表的な記録であり、後者についても Wasselnheim での経過と妥協の記録がある<sup>64)</sup>。これら 3 村は住民数が相当大きかったことが自治の要求の強さ、共同体自治への介入に対する反発の強さに反映していると考えられる。

直接的な圧力以外にも農民を抑圧する方法が採られた。前述の法の変更もそうであるが、新しい独占の創出がある。都市による穀物貯蔵政策は、生産物地地の性格を持ち、その強化という方向を取った。それとともに生産物の市場統制も行われた<sup>65)</sup>。これは先買（青田買い）や買い占めの禁止によって行われた。先買の禁止の例はシュレットシュタット市の例があり、地域的な先買の禁止と都市の市場以外での販売禁止は、シュトラースブルクの場合が挙げられる。後者は1446年の条例において、半マイル以内をその範囲として設定、1460年にはとくにパン屋と穀物商に対して繰り返された。また市場で売られる前に家に穀物をもって帰ることも禁止された。シュトラースブルクでは、1539年農民に対して刈り入れ前の穀物を抵当に金融を行って、廉価で引き渡すことを承知させた記録がある<sup>66)</sup>。

またこの地方の城で発掘された陶器工房と周辺農村での発掘陶器との検討から、陶器の独占があったことが推測されている。このほか鍛冶場も城に独占された可能性が指摘されている。パン焼竈が城用以外に新しく設置された記録も、独占の創出と思われる。発掘された集落はいずれも城からかなり離れていた。したがって城へ来させる強制は、離村、廃村が起きている村落共同体を結び付けておく重要な手段となったと推定されているのである<sup>67)</sup>。こうした独占は、領民の監視の機会を強化する事に繋がる。そして支配者への従属を強化し、税収の拡大に繋がるものでもあった。同じ目的から、この時代には裁判集会も制限したり、廃止ないしは改組して領主の裁判に結びつけることで、共同体に対する領主権力の支配強化が行われている<sup>68)</sup>。

さらに Blickle らによって農民戦争の原因となったとして注目されているものに体僕制の復活がある。体僕制は二つの側面で農民を圧迫したとされる。一つは領主権の反動強化の方策としてであり、また領邦形成の手段としてである。エルザス地方についてみれば、体僕制の問題の大きさに対する別評価もある。たしかに聖・俗を問わず、市で売り飛ばすぞ、と脅迫する領主が存在したが、領主が体僕制の再編成・拡大を計ったかどうかは明白ではない、というのである<sup>69)</sup>。

従来の諸研究が明らかにしてきたように、中世後期エルザスの農村人口の大多数は、自由身分の借地農であって、それは土地領主の荘園内外を問わなかった。死亡税、人頭税によって人格的拘束を受け、結婚も厳格に制限されている Gotteshausleute, Eigenleute と呼ばれる体僕も依然

として存在していたが、多くは次第に自由を買い取った。課税も14世紀には体僕は自由民よりも重かったが、16世紀には同等であった。また死亡税・人頭税などは存続していたが、1533年に男で1 Schilling から 3 Schilling 8 Pfennig (1 Schilling=12Pfennig)、女で雌鶏 1羽という記録があり、金額的には実質的な意義はほとんどなくなっていたとされる<sup>70)</sup>。

法的な拘束は縮小し、例えば1533年司教と Ortenau の契約<sup>71)</sup> のように移動の権利は認められたり、14世紀 Sahsbach の事例のように結婚の制限も自由化されるようになっていた(子供は母親の身分に属すとされた)<sup>72)</sup>。人格の拘束が完全に解消されたわけではなく、移動の制限の例としては1514年 Dagsberg の体僕は結婚による移住の許可を得ているし、1586年においても妻が体僕である Kochersberg の住民が Hanau 領の Prinzheim への移住許可を求めている<sup>73)</sup>。

体僕の数についてみると、1513年から1536年の司教の庇護民・体僕の台帳には、新規体僕の受け入れは5名のみである。1578年に Obermundat では体僕は存在していない。また1582年に Amt・Benfeld で死亡税は24名から48 Pfund 15 Schilling 9 Pfennig が徴収されているが、これでも数量的に見た場合、ライン河対岸のバーデンなどと比べて、エルザスでは体僕制はさほど深刻ではなかったとされている<sup>74)</sup>。

しかしこの地方においても、農民が体僕制の廃止を求める理由はあった。それは共同体の負担増、共同体内の不和をもたらす可能性があったからである。村内によその体僕がいた場合、税の負担は共同体に科せられたから、結果として自由民の負担増となった。1536年司教が Nordhausen の体僕を解放した際、共同体に課した欠損分負担が毎年10 Pfundであった<sup>75)</sup>。これは司教にとって体僕制が重要な収入源でなかったことを示すが、共同体からすれば体僕制が共同体全体の負担となったということが見逃せない。また裁判権の問題ではいっそう顕著となった。例として1522年、Hanau 領 Amt・Willstett に住む帝国領の体僕が村内で起こした事件で、帝国側の裁判にかけられ Gleesheim で処理された。またとくに注目されるのは、村役人が領主によって選任される場合に、しばしば彼ら体僕から選ばれた、ということである<sup>76)</sup>。

体僕制が共同体にとって負担であったのは、領邦化の方策とされた側面もあるからである。16世紀を通じて司教は領邦君主として領域一元化を進めるため、体僕の交換・購入を行った。1607年の財務記録には領村 Oberkirch に在住の体僕については記載せず、ここに所属する体僕で在外のものについては記録していた<sup>77)</sup>。こうした体僕への関心のあり方は領邦化をはかった過程を示すものとして捉えることができよう。このような領邦化の進展によって間接的に自由民が地位の低下をうけた例も指摘されている<sup>78)</sup>。

領邦化を進める方策の一つとしては、他に租税制度があり、税の問題は農民戦争における農民の主要目的の一つでもあった。この地方の諸税の実態をみておこう。まず Bete が注目される。これは直接税で税額は資産に応じて毎年変動するものだが、共同体が村裁判によって負担を決定したことが自治の点からみて重要である<sup>79)</sup>。他には、酒保の酒にかかる Umgeld などの間接税、関税・市場利用税、帝国税・トルコ税など帝国関連の諸税、緊急援助、さらに軽犯罪罰金・裁判金もあるが、これらはいずれも領邦当局によって徴収されるものであった。

## 農民戦争にいたるエルザス農村の社会経済状況について

これらの税の実態については、既に Kiener の研究がある程度具体的に明らかにしている。この地方の最大の領主である司教領に関して、実態をつかめる最も具体的な例として1590年の Amt・Obermundat での会計記録をあげている。ここは葡萄産地である。司教の収入の内訳は、直営地収入約2300 Pfund、十分の一税約5100 Pfund、税収入3000 Pfund、裁判収入168 Pfund。1593年に Zabern と直轄村落では賃租29 Pfund、一方 Bede、Zoll、Umgeld 合計で481 Pfund となっている。罰金は記載されていない。1607年 Amt・Oberkirch では、帝国クライスへの援助金904 Pfund がつけ加わるが、直営地収入約1120 Pfund、十分の一税428 Pfund、税収入6420 Pfund、賦役収入1107 Pfund である<sup>80)</sup>。税収入が大半を占めていたことを確認することができる。

以上のような数字から見て、17世紀については Kiener が主張するように税収入の大きさから司教領の領邦としての性格を読みとって大過あるまい。しかし16世紀初頭については彼の主張は確認できない。この点が問題となるのは、Stolze は、領邦君主に土地領主としての性格を強調し、中世末に資金不足から私的な負担を増やそうとし、これが南西ドイツの農民戦争を引き起こしたと主張しているからである。しかし1524年から26年の Vendenheim、Osthofen、Ergersheim など司教領の土地保有者の内訳をみると、世俗の者だけで4分の3程度を占めており<sup>81)</sup>、司教が自ら農民に対し私的な負担を増やそうとしても限界があったと考えられる。やはり税収入などの収入による領邦として司教領をとらえるべきであろう。

これ以外の収入源としては、十分の一税がある。十分の一税は本来の十分の一税領主によって数年分の総額の前払いで共同体や他の領主に分割されたりしたので、平均の納付額はある年の生産額には必ずしも対応しなかった<sup>82)</sup>。そもそも十分の一税の課税評価は14世紀のものが基準になっており<sup>83)</sup>、住民数や耕地面積、平均収量の実態にそぐわなくなっていたことがしばしばあったと推定できる。また十分の一税収納役が来るまで、収穫できなかったのも、その間に天候の悪化で被害を受ける危険があった。さらに最先に最良の部分を徴収されたので、実際には徴収料以上の負担を強いられ、農民の不満の的だった<sup>84)</sup>。

これらの諸税負担は農民にとってどれくらいのものであったか。Kiener の研究から紹介しておく。平均的な葡萄園は、15 Ohm (1 Ohm=45.8 Liter) から20 Ohm のワインを生産した。また平均的な耕圃は、穀物、小麦かライ麦を約2 Viertel (1 Viertel=111.4 Liter) 生産した。16世紀初頭の平均として1 Ohm のワイン価格は平均で35 Pfennig、小麦の1 Viertel が少くとも同じ価値があった、とされている。

まず土地領主からの借地料は比較的軽かったと推定されている。いずれも16世紀とされる記録からは、耕地1 Acker につき Avolsheim では1 Schilling、Wisch では1/4 Pfennig、Heiligenberg では3 Oertel (1 Pfennig=4 Oertel)、Bischofsheim ではライ麦2 Sester (1 Viertel=6 Sester)、Kleinfrankenheim では耕地1 Hufe (約8-10 ha 相当) で8 Viertel のライ麦と鶏3羽。Eley では22名の農民が1 Pfund 17 Schilling を、Hindisheim では60名の農民が1 Pfund 3 Schilling 4 Pfennig を負担。また26989 Acker の耕地のある Amt・Kochersberg で9920 Viertel 4.5 Sester の穀物と43 Pfund 10 Schilling 11 Pfennig の金銭、49 Ohm 23 Mass のワインが納められ、16499

Acker である Amt・Benfeld では7100 Viertel の穀物が納付されている。1540年36 Acker である Gingsheim で6 Viertel の穀物、1579年80 Acker の Neugartheim で50 Viertel である。これらの記録から Kiener は、全体としてみると1 Acker 当り0.5 Viertel 程度であって、これは1 Ar 当り2 Liter になる。当時の生産量を今日の2/3と見積っても1 Ar につき20 Liter は収穫できたと考えられるのでほぼ1/10程度と推定でき、14、5世紀においても大差無いと推定している<sup>85)</sup>。

一方、Bete 税については、16世紀後半 Obermundat では Bete 税総額504 Pfund に対し、Umgeld 846 Pfund、Kanzlei 村では Bete 税88 Pfund に対し、Umgeld 104 Pfund と Masspfennige 63 Pfund が課せられている<sup>86)</sup>。ほぼ1 Ohm につき4 Mass になる Umgeld や Masspfennig の消費税の方が大きかった。これらの間接税が領邦化を進める際に大きな役割を与えられていたことを伺わせる。たとえば1498年 Murbach の修道院は St. Amarin の住民に資金融資を行うにあたって Umgeld を導入しようとし、農民の蜂起を招いていることから<sup>87)</sup>、間接税の役割の大きさが伺われる。

16世紀後半の記録であるが、これらの諸負担を合計した記録が紹介されている。1583年 Waldolwisheim では800 Acker の耕地を39名が耕作していた。その負担は小作料411 Viertel、Bete 税116 Viertel、十分の一税160 Viertel、消費税21 Pfund 7 Schilling 2 Pfennig、諸課税30 Gulden (1 Pfund=2 Gulden=20 Schilling)、共同金庫への賃租6 Gulden である。ここでは約4200 Viertel の収穫があったと推定されているので、これらの諸負担は収益の約1/6ということになる<sup>88)</sup>。たしかに税額を全体として見た場合には、エルザス地方の場合、Kiener の主張するように比較的穏当なものであったとみることができるだろう。しかしながら請願書は負担苦を訴える。

これらの負担で不満を引き起こしたに違いないのは、一つには額というより課税の仕方であった。前述の十分の一税の例はその最たるものであるが、次のような事例もある。1543年、D. Pfaffelapp は司教に対し「私が名誉ある生まれの貴族とは言え、貧しく、野良仕事も自らの糧をえるために止むを得ぬことを考慮され」新たに購入した土地の免税と Still 村の共同体からの免属を請願した。ただしアルメンデと森の利用権は要求し、認められている。共同体はこうした要求を排除するほど強力ではなかったためか、住民は沈黙しているが、両者の対立はその後の裁判記録に現われている。もう一つは、負担する側の問題である。富農には数%の支出であっても、貧農には数割の負担となるはずである。この問題は後で見ることにしよう。

最後に、罰金についてもみておく。Hartfelder によれば、16世紀末から17世紀の記録から推測して、全体としてはそれぞれ5から30 Schilling の罰金をかせられ、農民は不満を持っていた。最も重いものは自殺・処刑者の財産没収、庶出子に対する遺産没収である<sup>89)</sup>。

以上のように、エルザス地方の場合、他の地域、とくにシュヴァーベンやフランケン地方など比較して、諸負担はそれほど目立って重いものではなかったと考えてよいだろう。しかしながらこれらの負担も、共同体の視点から見ると大きな問題となっていた、ということが刮目される。とくに領邦化の政策は、農村共同体にとって自治に関わるばかりでなく、経済的にも負担を強い

るものであった。

エルザス地方の場合、この領邦化の政策を進めていた代表格は、最大の領主であった前述のシュトラスブルク司教であった。司教の場合、領邦化の政策によって各地の共同体の自治要求と対立したばかりでなく、聖界領主として世俗の領主以上に農民にとって不満の対象となった側面がある。近年の宗教改革研究においては、教会の権威、とりわけ世俗的な特権に対する反発、いわゆる反教権主義 Antiklerikalismus が、宗教改革運動の大きな要因になったと評価されつつあり<sup>91)</sup>、また農民戦争においても舞台となったシュヴァーベン、エルザス、フランケン、ザルツブルクなど西南ドイツ地方の特徴として、土地領主・支配者にしめる聖界領主の比率の高さが反教権主義との関係を示すものと指摘されている<sup>92)</sup>。そこでエルザスにおける農民戦争の原因を探るうえで、この地方最大の領主である司教の聖界領主としての意味についてもみておこう。

司教の支配は、前述の収入の記録から判明するように、土地領主から領邦君主としての支配に重心が移っていた。聖界領主と世俗領主の違いは、聖界領主が教会特権を保持することであって、これが体僕制の利用において、また貸し付け金の回収や十分の一税、その他の諸税の徴収にあたって、世俗君主には利用できない武器となった。

まず体僕制に関して、Ochsenhausen 修道院長は1453年の教皇特許を利用した。これは彼に未婚の子供しか残さなかった農奴の全ての財産を引き継ぐ資格を与えていた。これに対して農民側の代理人は、彼らの子供を罪に追いやると訴えている<sup>93)</sup>。

次に税の未納や負債などについてみてみよう。Basel の聖職者 Ulrich Surgant の1503年の司牧のハンドブックの勧告によれば、十分の一税の未納者はサクラメントから除外される。実際、結婚の拒絶といったサクラメントの拒否が行われている<sup>94)</sup>。同様の措置は負債の問題にも行われた。前述のように貨幣経済の浸透とともに領主は土地の貸し付けを行い、また後述するように融資を活発に行っていたが、債務の回収不能がしばしば問題になった。この点で司教ら聖界領主は有利な立場にあった。

聖界領主の場合には、ほとんどの融資が教会の公証人によって契約に捺印されていたので、教会裁判をその取り立てに利用した。最初にサクラメントの拒否といった教会罰、続いて破門が行われ、その次に差し押さえが行われた<sup>95)</sup>。その際、注目せねばならないのは、連帯責任を命じていることで、たとえば聖 Marx 修道院は、借地料の内、数 Pfund の未納を根拠に、2つの村の全ての馬を没収した。1430年の記録では、負債を取り戻すために2、30人から40人もの農民が破門されている<sup>96)</sup>。村長など共同体の代表も彼の配下の者に負債を払わせるのを怠ると破門をこらうむった。生産活動が自然条件に大きく依存していた状況においては、教会による宗教的な攻撃は人を最も怖れさせた制度であった<sup>97)</sup>。この点、教会罰が共同体全体に向けられることは、農民戦争の原因を考える上で重要であったと考える。またそれは宗教改革との関連でも重要な接点となると考えられる。

教会裁判は世俗の債権者たちによっても利用され、また教会裁判はしばしば高利貸しの便宜を図った。これらの圧力が成功しなかった場合には、一年と一日が経過した後、債務者の財産を没

収し処分するという強硬手段にでることができた。債権者は傭兵を使い、略奪品を競売にかけたりしている。1462年の Rosenweiler 村の訴状は、Undis の聖 Nicholas 教会から借りていたささいな負債の未払いの為に起こった残忍な差し押さえの模様を伝えている<sup>99)</sup>。このような方法が領主として教会の権威を傷つけたことは、農民戦争の後ではあるが、司教 Wilhelm von Honstein も認めている。

司教裁判の訴訟のための宿泊などの諸費用、手数料の高さ、また判事の容赦無い判決も、エルザスの農民の不満の一つであった。1515年に Gugenheim の住民の教会裁判の判事や官吏の対応に対する苦情の記録が残っている<sup>99)</sup>。このような外圧に対して、農村共同体は農民戦争直前において既にさまざまな形で抵抗を示していたのである。以上みてきた農村共同体（ゲマインデ）へのさまざまな圧力の問題が農民にどのように把握され、自治の争点となっていたかを、1525年1月26日付けの Weyersheim ゲマインデの司教宛て請願からみておこう<sup>100)</sup>。

第一条では、全ゲマインデが12名の者をゲマインデ員の中から選び、任命したいとする。この者たちは、裁判においてゲマインデに関することから処理する。裁判長や Heimbürger がゲマインデのために行動する時は、各 Heimbürger とその配下のものは、ゲマインデから選ばれたこれら12名のものを召集してもらいたい。第二条、伝令役、出納役に任命された者も、これら12名のものを一緒に召集して、共に処理・実行・認可するようにしてほしい。第三条、Heimbürger、その配下、書記に、ゲマインデが報酬を与えていたが、もはや支払わないことにしたい。第四条、4名の徴税人がゲマインデから税を取り立てているが、ゲマインデに利用されていない負担の支払を軽減して欲しい。その他、共有森での伐採料が、以前は5 Pfennig だったのに、いまでは30 Pfennig になっているので、元に戻して欲しい。共有地の利用税についても5 Pfennig 以上にして欲しい。また村民やその子供が、何か誤ったことをして、それが死罪にあたらぬ場合には、ここで裁判し、法を実行し、我々の監獄で処罰したい、といった要求を行っている。最後のものは、単に下級裁判権だけでなく、教会裁判への出頭が高くつくことを不満としている。農民戦争の要求においては、これらの共同体自治に関わる問題の解決が求められていくことになるのである。

#### 4 共同体内の格差の拡大

以上見てきたように、15世紀から16世紀初頭のエルザス地方の経済状態に関しては、農民戦争の経済的要因としてとりあげられている問題、すなわち人口増加による困窮化、あるいは領主による体僕制の強化に代表される領主反動や、地代・課税など諸負担の強化は、他の地域と比べてとりわけ際だった悪化をみていたわけではなかった。しかしながらこの地方でも、とくに共同体の観点からみた場合には、これらの問題が重要なものとして鮮明に意識されてきていたと指摘できよう。一地方の事例ではあるが、農民戦争における共同体の問題の重要性を確認できるとともに、共同体をめぐっては、Franz に代表されるような政治的権利・自治への圧力の問題ばかりでなく、経済的な負担の増加という側面についても今後考察される必要があることを指摘できるだ

ろう。

しかし共同体の問題に関しては、いま一つ、オーバーシュヴァーベンの例からみても検討されるべきものとして、農村社会内部の階層分化、農民層分解の問題がある。前述のように Blickle らの見解に対する批判の向けられている問題である。実際、主要な役職や共同体の利用権などの実態からみると、自治を守り、発展させようとする共同体の意識や平等主義的な意識も次第に損なわれていたのではないかと推測できるのである。

すなわち前にも触れたように、農村共同体は次第に外部に対して閉鎖的になりつつあった。そして村落内の居住者が全て共同体員ではなく、村内には他に貢納のできぬ小屋住み、小農 *hintersasse* などと呼ばれる下層民がおり、共同体員よりも森林など共有地の利用権や集会への参加権など権利は制限されていた<sup>101)</sup>。逆に富農の有力家系は村長職や参審人職などを独占した<sup>102)</sup>。このような村落内の階層分化こそが農民戦争の主要原因であったとする見解もある。村落内の階層分化、農民層分解については既にわが国でも研究の蓄積があるが<sup>103)</sup>、この地方での状況について詳らかにしておきたい。

農民の資産については、共同体員では20から30 Morgen、約10 ha 相当の耕地を保有するものが多い。しかし富裕なものは、後述するように、広大な土地を利用して1000 Gulden 以上、場合によっては5000 Gulden もの資産をもっていた<sup>104)</sup>。これに対して貧民層は数 Morgen 程度以下である。とくに南エルザスで多いとされている<sup>105)</sup>。

このような農民内部の階層分化について、数量的な分布について見てみよう。1550年の Murbach 修道院領 St. Amarin 荘園の土地台帳からみると、64名中、保有地8Hektar以上の富農が14名、小農が26名、保有地3 Hektar 以下の貧農が28名である<sup>106)</sup>。また Sittler によると、Fegersheim 村では、16世紀前半の村内の構成を、だいたい富裕農が6分の1、小農が3分の1、貧農が2分の1であった、そして両極化、とくに貧農の貧困化が進んでいる、という<sup>107)</sup>。

こうした階層分化の原因として、Kochersberg の農民について検討した Rapp<sup>108)</sup> が明らかにしたのは、市場と結びついて資産を拡大していった一部の農民の富裕化であり、またこの時期の穀物価格の不安定化による小農・貧農の借財の拡大である。

Kogenheim の Utenheim 家、Ernolsheim の Urendorf 家、Still の Pfaffelapp 家、Oberkirch の Schauenburg, Neuenstein 家は大規模に農耕を営み、一部を市場へだしていた<sup>109)</sup>。また Truchtersheim の農民 Claus Dossenheim は1504年に死んだとき、馬屋に22頭持っており、彼を「ご主人」と呼ぶ4人の労働者を雇っていた<sup>110)</sup>。富農は、誓約衆や村長などの職務を非常に頻繁に帯びており、ほぼ寡占状態にあった<sup>111)</sup>。

これらの資産の基はまず土地所有にあった。一例では100 Ar 以上を所有している<sup>112)</sup>。しかもこれは彼らが耕作していた土地の一部であって、Rapp が調べた全ての例で貴族、都市民、とりわけ施療院や聖堂参事会など、教会諸団体からかなりの土地を借地し、経営を請け負っていた。借地・所有地あわせて250 Morgen のものもある。契約は、定額の生産物地代で、その期間は9年がもっとも多い<sup>113)</sup>。

そこから得られた生産物の大半は市場に出された<sup>114)</sup>。Kochersberg 地区の場合はシュトラースブルクで販売された。1504年、Truchtersheim (Kochersberg 地区の村) の Claus Banwalt は、小麦とライ麦400 Scheffel を販売したという記録がある。この年の穀物価格は5ないし6 Schilling で、100から125 Pfund の収入があったと計算されている<sup>115)</sup>。これらの契約の有利さは、定められた更新時以前に第三者に彼らの契約を譲った借地人に与えられた補償からも見て取ることができる。この補償は借地から得られたはずの純利益に相当し、Besserung、melioracio と呼ばれた。16世紀初頭、年60 Viertel を生産する借地は100 Gulden の Besserung と評価された<sup>116)</sup>。類似のシステムはワイン取引にもあった<sup>117)</sup>。

これらの土地経営から富農は豊富な備蓄も行っていった。1518年 Pfettisheim の Schultheiss は穀物を40 Pfund分、売却できた<sup>118)</sup>。Pfulgriesheim の Diebolt Kaufflenz は、1520年1月に124 Viertel の穀物を蓄えていた<sup>119)</sup>。同年に、Lampertsheim の Schultheiß の Heinrich Schwindrathheim は Marlenheim の住民に100 Gulden 相当の穀物を貸し付けている。翌年、返却できない住民には毎年5 Gulden を支払う契約(レンテン)を結ばせている<sup>120)</sup>。

富農は、これらから得られた収入を土地の購入やとくにレンテンに投資した。つまり金融を行い、定収を保証すると同時に、隣人を彼らに従属する債務者とした。Fettisheim の Schultheiß の Claus Dossenheims は、1518-20年に共同体や個人に対して150 Pfund にのぼる貸し付け・レンテン購入を行い、毎年約6 Pfund の利子を得ていた。また Lampertheim の村長 Bürgermeister、Heinrich Schwendrathheim は、1522年に8 Pfund 15 Schilling の貸し付けによって「上等白ワイン」7 Mass (1 Mass=1.5~1.9 Liter) を得ていた<sup>121)</sup>。

これに対して貧農は借地料が固定されている場合が多かったので、豊作の時には借地料・税は相対的に軽くなったかもしれないが、不作の時には重くのしかかった。十分の一税や租税・貢納の重圧は大きくなり、借入に依存することが多かった。このような不作の場合でも、豊作で価格が下落した時に、穀物を備蓄できた者は、不作の高価格の際に売却して大きな利潤を得られた。これが出来たのは前述のように富農であった<sup>122)</sup>。この点、葡萄栽培の場合は穀物生産者より不利な状況にあった。当時は長期の品質保持は難しかったため、不利な市況に備蓄策を講ずるのが困難だった。さらに穀物価格は葡萄栽培地区では穀物栽培地区や都市部よりもしばしば高かったという記録が明らかにされている。従って不作時には収入がないために、葡萄栽培地区では飢饉の恐怖が現実のものになった<sup>123)</sup>。

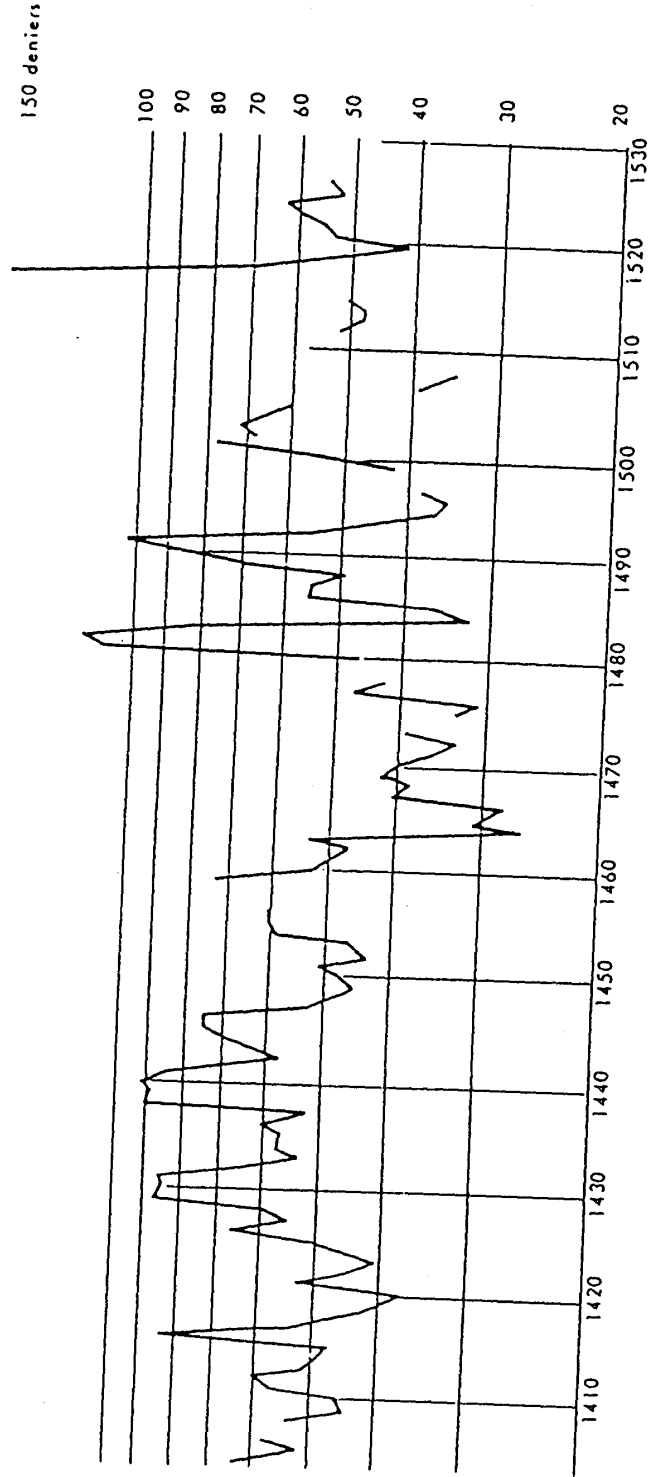
これに拍車をかけたのが、15世紀後半以降、市場価格の不安定さが増したことである。価格動向を見ると、1460年以後次第に深刻な変動が生じたことが分かる。価格の下落は次第により大きく、上昇の際もより高くなった。15世紀前半には穀物の1 Viertel の価格は、40 Pfennig から90 Pfennig の間で変動していたが、15世紀後半には変動幅は26 Pfennig から160 Pfennig になっている。またワイン価格も同様の変化を示している。(表1参照)

こうした状況が備蓄などの余裕のない小農・貧農を直撃した。豊作ならば価格は崩壊し、不作時には高価格にもかかわらず、生産者には売却するものがない。こうしたことから農民の借財に



農民戦争にいたるエルザス農村の社会経済状況について

表1 シュトラースブルク聖トマス参事会記録によるライ麦価格の変化  
Rapp, Réformes et Réformation., P.523, より。



関するかなりの記録が残っている。葡萄栽培地域の Westhoffen では住民のほとんどが年金を払わなければならなかった。1508年2月の1日だけで Westhoffen の葡萄栽培人8人がシュトラスブルクの聖 Thomas 聖堂参事会の管理人に年金の交渉・調印にきている。村落共同体自体も、同様の負担を負う場合もあった。1496年 Kochersberg 地区の Reitweiler 村と Gimbrett 村は、シュトラスブルクの商人、都市門閥、ワイン商、聖職者など20人の債権者から1300 Pfundを借り、以後この町に毎年120 Guldenを支払った<sup>124)</sup>。Rapp の研究によると、これらの年金が課された地区は山地沿いの葡萄栽培地域、Kochersberg 丘陵からシュトラスブルク近郊までを覆っており、宗教改革期に近づくにつれて状況が悪化したことが分かる<sup>125)</sup>。

深刻な不作の際には、教会や慈善財団の土地台帳には、まだ更新時期になっていない借地に新しい契約が結ばれているのが見いだされる。つまり借地人が逃散したのである。聖 Marx 修道院から Holtzheim の耕地を借りていた Jakob Lienhardshansen は、1511年に少なくとも2年以上の借地料を滞納し、次のクリスマスまでに清算すると誓約、4頭の馬を抵当にした。1年後彼の負債は大きくなり、さらに2頭を担保とした。1513年、別の農民が Jakob の家族が3世代にわたって経営してきた耕地の借用を引き継いでいる。それ以降については不明である。こうした場合、通例、後継者は初めから不利な立場に立たされ、逃げた前任者の負債を引き受けなければならなかった。

たいていの場合、農民は5%の利子を払わねばならなかった。ユダヤ人は債権者として農村で悪し様に語られたが<sup>126)</sup>、ユダヤ資本の貸し付けは、影響においてはシュトラスブルクが設定した5%の利子をつけるレンテンの支払いほど破滅的ではなかったという<sup>127)</sup>。農民の借財はふくれあがり、収穫よりも賃租が上回ることもしばしばで、したがって農民たちの要求書は、レンテンと小作料の負担可能額までの引き下げを求めた、としている<sup>128)</sup>。

以上、豊作と不作に伴う極端な価格変動の影響について Rapp の考察を中心に紹介してきたが、市場経済の発展とともに生じてきた農民層分解が、このような状況からいっそう拡大していたことが明らかとなった。とくに穀物備蓄を行っていた一部の富農層は、こうした状況を利用して市場からの利益の拡大、そして投資による資産の拡大をはかることができたのに対し、農民の大多数を占める小農・貧農、また日雇いなど農業労働者の場合には、豊作と不作が交互に続いた場合には破滅的な状況においこまれたわけである<sup>129)</sup>。

農民戦争前に、このような危機の期間が少くとも4回指摘されている。1480年から83年、1490年から92年、1500年から3年、1516年から19年である。Rapp はこのような経済の状況とブントシュー一揆の陰謀との間の関連を指摘している。この点についても彼の検討を紹介しておこう。

1493年のブントシューは、第3の要求として負債を扱った。すなわちこれらの係争の多くを扱った教会裁判の廃止と金を貸したユダヤ人の排斥である<sup>130)</sup>。1513年のブントシューは、年5%、20年で清算できる元本と利子が、即時返済できるものに変えられない限り、年金支払いは停止されるべきであると要求した<sup>131)</sup>。1517年のブントシューを検討すると、1516年は不作で価格は急上昇したが、農民の蓄えは融資している都市に渡った。1517年も不作であった。一方、葡萄栽培

の方は、1516年秋の収穫は不作で、1 Fuder (=240 Ohm) が24 Gulden。逆に1517年には豊作で価格が値崩れした。穀物価格は葡萄栽培地区で最も高く、葡萄生産者は破滅に瀕した。Joss Fritz は1517年4月22日葡萄栽培地区を中心に行動を開始し、葡萄の豊作と値崩れが明らかとなった後、蜂起は9月8日と計画された<sup>132)</sup>。

もちろん Rapp は、Joss Fritz が宗教的スローガンを使ったことなどを挙げて、経済状況と農民運動の関係を単純化してはいない。しかし、このような経済状況なしには Joss Fritz がかくも容易に農民と葡萄栽培人を集められなかったのも事実であろう、とする。

以上、Rapp がこの地方の農民層の分化について行った研究から、一部他の研究によって補足しつつ紹介してきたが、この問題に関する Rapp の見解自体は妥当なものと考えられる。では、農民戦争の時点では農民層はそれぞれどのような状況にあったのだろうか。Rapp はこの問題についてはなんらの論及もしていない。また小農・貧農が革命・暴動に走った経済的背景が具体的に明らかにされたが、しかしフランツ以来、農民戦争においては富農層が運動の中心となったことが明らかにされてきた。この点、Rapp は富農が蜂起するに至った経済的要因は論じていない。

後の問題については、経済的な状況は深刻でなかったとすれば、宗教的・政治的原因からも考察する必要があると考えられ、別の機会に譲ることにしたい。ここでは農民戦争直前での経済状況を考察しておきたい。

この問題の手がかりは穀物価格についての記録であるが、Rapp が利用した Hanauer の研究書に紹介されている聖 Thomas 教会参事会の会計記録については、現時点では参照することができていない。Rapp の作成したグラフからは特段の危機的状況ではないように思われる。しかしながら筆者が偶目しえたデータからは、やや異なる状況が伺えるのである。

ここで利用したのは Saladin の年代記に記載されている穀物価格である<sup>133)</sup>。編者によればこれらの価格の典拠、したがって一年のどの時点で、シュトラースブルクのどの場所での価格なのか不明であり、これだけをもって判断することは危険であるが、Hanauer のデータも刊行当時の通貨への換算など、問題があるとされており、別の判断材料として紹介しておく。(表2参照)

これらの数字からは、農民戦争の前後、1524年、25年と主穀である小麦、ライ麦の価格が急騰したことを示している。その後やや沈静化に向かいかけるが、1529年には再び上昇した。この時には市参事会が備蓄食糧を廉価販売する方策をとっていることが年代記に記されている<sup>134)</sup>。この数字の信憑性については前述のように問題があるのだが、Hanauer のデータと比べた場合、興味深い別の史料がある。それは農民戦争の勃発後の5月、シュトラースブルク市内でも不穏な状況となった際、市参事会が治安維持のためにとった方策の一つで、穀物を下層民を対象に廉価販売するというものである<sup>135)</sup>。この政策は治安維持のためにいつの時点でもとられうるものではあるが、効果的であったのは穀物価格が上昇していた時であろう。

Hanauer のデータについては未見であるので、聖 Thomas 教会参事会の買い取り価格であったのか、販売価格なのかも判然としないが、これだけから動向を即断できないのではないかと。Saladin の年代記に記載されている穀物価格からすると不作だったのかもしれない。そうだとす

表2 穀物価格（1 Viertelあたり）

	小 麦	ライ麦	大 麦	カラス麦
1 5 1 7	3 Sch. 9 pf.	2 Sch. 9 pf.	2 Sch. 2 pf.	Sch. 21 pf.
1 5 1 9	5 Sch.	3 Sch. 11 pf.	2 Sch. 10 pf.	21 Sch. 8 pf.
1 5 2 1	4 Sch. 6 pf.	3 Sch. 6 pf.	3 Sch. 22 pf.	2 Sch. 21 pf.
1 5 2 2	4 Sch. 6 pf.	3 Sch. 6 pf.	2 Sch. 4 pf.	3 Sch. 15 pf.
1 5 2 3	4 Sch. 6 pf.	3 Sch. 6 pf.	2 Sch. 4 pf.	2 Sch. 6 pf.
1 5 2 4	8 Sch.	7 Sch.	4 Sch.	3 Sch. 6 pf.
1 5 2 5	5 Sch.	4 Sch.	3 Sch. 6 pf.	3 Sch. 6 pf.
1 5 2 6	6 Sch.	5 Sch.	4 Sch.	3 Sch. 6 pf.
1 5 2 7	5 Sch.	4 Sch.	3 Sch. 6 pf.	2 Sch. 6 pf.
1 5 2 8	8 Sch.	6 Sch.	5 Sch.	3 Sch.
1 5 2 9	12 Sch.	10 Sch.	5 Sch.	4 Sch.
1 5 3 0	15 Sch.	18 Sch.	9 Sch.	5 Sch.
1 5 3 2	12 Sch. 8 pf.	9 Sch. 8 pf.	6 Sch.	3 Sch. 6 pf.
1 5 3 3	8 Sch.	6 Sch. 6 pf.	5 Sch. 6 pf.	3 Sch. 6 pf.
1 5 3 4	10 Sch.	8 Sch.	7 Sch.	6 Sch. 6 pf.
1 5 3 5	12 Sch. 6 pf.	6 Sch.	3 Sch. 6 pf.	3 Sch. 6 pf.

ると、また別の情報も意味を増すのである。それは農民戦争前に知られていた予言で、占星術から1525年に惑星が魚座にあつまり、洪水など天変地異が起こる、というものであった。これが農民に信じられたとすると、1524年に続いて25年も不作ということになる。イラスト付きのパンフレット等によって流布していた情報だが、エルザス地方ハーナウ領では、この噂が農民騒擾の引き金になったという記録があるのである<sup>136)</sup>。

ただし前述のように Saladin の年代記のデータは信憑性が確認できないため、可能性を示唆するにとどまる。他の地域、史料による検討の価値はあるだろう。さらにまた、穀物や葡萄生産が主収入としても、農民の実収入に直結するわけでもない。実際、エルザスにおいても農民はたいがい同時に職人でもあって、夏には耕作し冬には手工業を行うものが多数あった。また夫が農夫でも妻は紡織をする。農村内の手工業は手工業製品価格の上昇により増加したと推測される。これは都市のツunftが競合するものとして、とくに近隣農村に対して、これを排除・統制しようとしたことから伺われる。残念ながらこれらの活動による副収入の実態は、未だ手がかりがないが、農民の蜂起・運動との関連では検討される必要がある。

以上、農民戦争前のエルザス農村の社会・経済的状况を検討してきた。第1にこの地方における共同体が発展と共に、一方では閉鎖化の方向をみせていたこと、第2にその背後には、領主側

農民戦争にいたるエルザス農村の社会経済状況について

の反動や領邦化の進行によって共同体が圧力を受け、自治の問題はもちろん、従来この地方では比較的鮮明ではないとされた諸負担や体僕制の問題も、共同体からみた場合には危機が高まっていたこと、第3に他方で農民層内の階層分化の拡大が共同体にとって解体の危機となりつつあり、とくに小農・貧農の状況が農民戦争前に危機的になっていたということがあったこと、を確認できたとおもう。そして農民戦争の契機の一つとして、短期的な経済動向を措定できることを示した。このような共同体の問題と宗教改革理念の影響との関係、富農層の蜂起の原因の問題が次の課題となるが、これについては稿を改めて考察することにしたい。

注

- 1) 農民戦争の研究動向については、さしあたり拙稿「ドイツ農民戦争研究の視点と課題」『京都府立大学学術報告・人文』第47号、1995、参照。
- 2) この地方の農民に関して、Jacob Wimpfeling は葡萄栽培地区 Sulz-Bad の聖職者であったため教区民の生活を観察することができた。「富が彼らを不躰で傲慢にした。息子や娘の洗礼式や結婚式に浪費する農民を知っている。ある者は家を、また耕地を買ってやり、さらには同じ値のする小ブドウ園すら買ってやる者がいる。そして彼らの富で彼らは食物と衣類についても本当に浪費する。」同様に Thomas Murner は、Kochersberg の人々のフリルが付いたシャツを嘲う一方で、農民のプライドについて描写した。Brant、Geiler とも農民の贅沢ぶりを批判。「上ラインの革命家」の記述、チューリヒの年代記者 F. Hemmerlin の記述も農民の富裕化、贅沢を告発する文章を記している。F. Rapp, *Réformes et Réformation à Strasbourg*, 1974, p. 160f.
- 3) Kelter、Steinmetz、Sabeau らの研究。前掲拙稿参照。
- 4) ただし、この地方の農民戦争前の経済状況に関する史料は、ほとんどが未公刊のままであり、さらに戦災で失われた物も多い。したがって本稿において筆者が直接利用し得た史料は限られており、多くを先行研究の成果によらざるを得なかった。
- 5) L. Sittler, *Landwirtschaft und Gartenbau im alten Kolmar.*, *Elsass-Lothringisches Jahrbuch* 20, 1941. S.84.
- 6) Sittler, *op.cit.*, S.75f.
- 7) F. Rapp, *Die soziale und wirtschaftliche Vorgeschichte des Bauernkrieges im Unterelsaß.*, *Bauernkriegs-Studien*. Hrsg. v. B.Moeller, 1975, S.30.
- 8) *Documents de l'Histoire de l'Alsace*, Ph. Dollinger, ed. 1972, p.142-145.
- 9) W. アーベル『農業恐慌と景気循環』寺尾訳、未来社、1972。 *Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte*, Bd.1, Hrsg. v. H.Aubin, W. Zorn, 1971、他。
- 10) H. Dubled, *Aspects sociaux de la guerre des paysans, notamment en Alsace.*, *Annales Universitatis Saraviensis*, 5, 1956, p.58-62, 前掲拙稿参照。
- 11) Dubled, *Aspects sociaux*. p.62
- 12) F. Kiener, *Zur Vorgeschichte des Bauernkrieg.*, *Zeitschrift für Die Geschichte des Oberrheins*, 58, 1904, S.491.
- 13) Dubled, *Aspects sociaux*. p.64, Kiener, *op.cit.*, S. 485f.
- 14) 荘園での賦役はほとんど無くなっており、あっても農場経営者や代官の会計記録からは、そのような耕作は利益はまれで、しばしば損失を出したことを示している。Dubled, *Aspects sociaux*. *Documents de l'Histoire de l'Alsace*. 142.

- 15) 瀬原義生『ドイツ中世農民史の研究』未来社、1988、とくに第9、10章参照。
- 16) G. Bischoff, La Guerre des Paysans et l'Alsace., *Die Bauernkriege und Michael Gaismar*. hrsg.v. F.Dörer, 1982, p. 259-60.
- 17) F. Rapp, L'aristocratie paysanne du Kochersberg à la fin du Moyen Age et au début des Temps Modernes., *Bulletin philologique et historique*. 1, 1967, p.444.
- 18) この他の例としてゲープヴィラー近郊の Murbach、Schtolzlingen。Kiener, *op. cit.*, S.485.
- 19) M. M. Smilin, Die Verstärkung der feudalen Unterdrückung im deutschen Dorf im 15. und zu Beginn des 16. Jh., ders., *Deutschland vor der Reformation*. 1955, S.56f.
- 20) A. Uhrholn, Die Jahressprüche von Bischweiler im Elsaß., *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*. 41, 1927,S.589.
- 21) H. Dubled, La notion de ban en Alsace au moyen âge., *Revue historique de droit français et étranger*, 39.1961, *idem.*, Les grandes tendances de l'exploitation au sein de la seigneurie rurale en Alsace du XIIIe au XVe siècle., *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 49, 1962.
- 22) L. Knobloch, *Das Territorium der Stadt Straßburg*. 1908, S. 123,125, G. Wunder, Das Straßburger Gebiet, 1965, S.97,101
- 23) F. Conrad, *Reformation in der bäuerlichen Gesellschaft*. 1984, S.39
- 24) Uhrholn, *op. cit.*, S.580.
- 25) Th. Knapp, *Gesammelte Beiträge zur Rechts- und Wirtschaftsgeschichte vornehmlich des deutschen Bauernstandes*. ND.,1964, S.44f.
- 26) K. S. Bader/T. Bühler, Heimbürgen in Schwaben und am Oberrhein., *Geschichte, Wirtschaft und Gesellschaft*. Hrsg. v. E. Hassinger/J. Müller/H. Otto, 1972.
- 27) Uhrholn, *op. cit.*, S. 552, 578, 581, 600.
- 28) 例、16世紀初めのバール (ハイムビュルガーと参審人)・ヴァッセルンハイム (参審人)・ビシュヴァイラー (ハイムビュルガー)。Conrad, *op.cit.*, S.38f.
- 29) Knobloch, *op. cit.*, S. 123, 143, Conrad, *op. cit.*, S.38, Anm. 133
- 30) Knobloch, *op. cit.*, S.99.
- 31) Uhrholn, *op. cit.*, S.562f.
- 32) Knobloch, *op. cit.*, S.125.
- 33) H. Dubled, Grundherrschaft und Landgemeinde im mittelalterlichen Elsaß., *Saarbrücker Hefte*. 18, 1963, S. 26.
- 34) Dubled, Grundherrschaft und Landgemeinde, S.26.
- 35) Dubled, Grundherrschaft und Landgemeinde, S.27, *Documents de l'Histoire de l'Alsace*, p.138-141.
- 36) Dubled, Aspects sociaux. p.65.
- 37) Rapp, Vorgeschichte, S.29-32.
- 38) Rapp, Vorgeschichte, S.30.
- 39) Kiener, *op. cit.*, S. 496
- 40) Rapp, Vorgeschichte, S. 31, Kiener, *op. cit.*,
- 41) C. Wittmer, Das Straßburger Bürgerrecht vom Ursprung bis zum Jahre 1530., *Alemannisches Jahrbuch*, 1961.
- 42) J. Rott, Artisanat et mouvements sociaux à Strasbourg autour de 1525., *Investigationes*

農民戦争にいたるエルザス農村の社会経済状況について

*Historicae*, 1986.

- 43) Rapp, Vorgeschichte, S. 32.
- 44) Rapp, *Réormes et Réormation*, p. 313f.
- 45) Rapp, Vorgeschichte, S.32.
- 46) *Die Urkunden der Kirchenschaffnei Ingweiler*. Hrsg. v. E. Herr, 1906, Nr.55.
- 47) *Das Habsburgische Urbar*, Hrsg. von R. Maag, *Quellen zur Schweizer Geschichte*. 14, 1894. と L. Stouff, *La description de plusieurs fortresses et seigneuries de Charles-le Temeraire*. 1902. の比較を Bischoff が行っている。Bischoff, *op. cit.*
- 48) Bischoff, *op. cit.*, p. 260.
- 49) *Habsburgische Urbar*, S. 30, Anm. 6., Duby, *Rural Economy and Country Life in the Medieval West*, 1968, pp. 482-8, 563-71, 594.
- 50) A. Hanauer, *Les paysans de l'Alsace au Moyen-Age*. 1865, p. 25, 304-7, Ch. Schmidt, *La propriété rurale en Alsace au Moyen-Age*. 1897, p. 33.
- 51) F. Rapp, *La guerre des paysans dans la vallée du Rhin supérieur., Charles-Quint, le Rhin et la France*. 1973, p. 140-1.
- 52) K. Ehrenberg, *Verfassungs-, Verwaltungs- und Wirtschaftsgeschichte der Stadt Straßburg*. Bd. 1, Urkunden und Akten, 1898, Nr. 294, Wunder, *Gebiet*, S. 92f.
- 53) Knobloch, *op.cit.*, S. 11f., G. Wunder, *Das Straßburger Landgebiet*. 1967.
- 54) M. Barth, *Quellen und Untersuchungen zur Geschichte der Pfarreien des Bistums Straßburg im Mittelalter., Archives de l'Eglise d'Alsace*, 48, 1947/8.
- 55) A. Hanauer, *op. cit.*, p. 198-201.
- 56) Conrad, *op. cit.*, S. 36.
- 57) Knobloch, *op. cit.*, S. 99.
- 58) K. Hartfelder, *Zur Geschichte des Bauernkriegs in Südwestdeutschland*. 1884, S. 40, 94, 384.
- 59) 例外は四例。Hilsenheim、Gamsheim、Haslach、Konigshofen. Knobloch, *op. cit.*, S. 109f.
- 60) Conrad, *op. cit.*, S. 36.
- 61) A. Hanauer, *Les paysans de l'Alsace au Moyen Age*. 1865, p. 54.
- 62) K. Ehrenberg, *Verfassungs-, Verwaltungs- und Wirtschaftsgeschichte der Stadt Straßburg*. Bd. 1, Urkunden und Akten, 1898, Nr. 294.
- 63) Conrad, *op. cit.*, S. 36.
- 64) Knobloch, *op. cit.*, S. 135.
- 65) H. G. v. Rundstedt, *Die Regelung des Getreidehandels in den Städten Südwestdeutschland und der deutschen Schweiz im späten Mittelalter und im Begin der Neuzeit*. Stuttgart, 1930, S.81f.
- 66) Knobloch, *op. cit.*, S. 107-111.
- 67) Ch.-L. Salch, *Zu den Ursprüngen des Bauernkriegs. Die Reaktion der elsässischen Herren im 14. und 15. Jahrhundert., Der deutsche Bauernkrieg und Thomas Müntzer*, 1976, S. 69-70.
- 68) Hanauer, *op. cit.*, p. 25, 304-6.
- 69) Kiener, *op. cit.*, S. 483-4, Dubled, *Aspects sociaux*. p.68.
- 70) 死亡税は通例最もよい家畜ないし衣服で納められたが、16世紀にはほぼ金納となった。Kiener, *op.*

- cit.*, S. 483-4.
- 71) Hartfelder, *op. cit.*, S. 386.
- 72) 1489年と1497年の事例。
- 73) Kiener, *op. cit.*, S. 483, Anm. 3.
- 74) Kiener, *op. cit.*, S. 501.
- 75) Kiener, *op. cit.*, S. 500, Rapp, *Guerre des Paysans*, p. 140.
- 76) Kiener, *op. cit.*, S. 500, Rapp, *Guerre des Paysans*, p. 140.
- 77) Oberkirch 1534/43年、1539年、1550年。Kiener, *op. cit.*, S. 484, Anm. 1.
- 78) Kiener, *op. cit.*, S. 501, Anm. 4.
- 79) 1483年 Bernsein の例。Kiener, *op. cit.*, S. 500.
- 80) Kiener, *op. cit.*, S. 488-490.
- 81) Th. A. Brady, *Ruling Class, Regime and Reformation at Strasbourg*. 1978, p. 145, Table 11.
- 82) G. Zimmermann, *Die Antwort der Reformatoren auf die Zehntenfrage*. 1982, Rapp, *Réforme et Réformation*, p. 243f.
- 83) Barth, *op. cit.*, L. Dacheux, eine Steuerrolle der Diözese Straßburg für das Jahr 1464., *Bulletin de la Société pour la Conservation des Monuments historiques d'Alsace*. 1897.
- 84) L. Pflieger, *Kirchengeschichte der Stadt Straßburg im Mittelalter*. 1934, S. 151f.
- 85) Kiener, *op. cit.*, S. 491-3.
- 86) Kiener, *op. cit.*, S. 493.
- 87) Conrad, *op. cit.*, S. 36.
- 88) Kiener, *op. cit.*, S. 494.
- 89) Kiener, *op. cit.*, S. 495.
- 90) Hartfelder, *op. cit.*, S. 40, 388.
- 91) さしあたり *Anticlericalism in Late Medieval and Early Modern Europe*. P. Dykema and H. Oberman eds. 1994, 参照。
- 92) H. Cohn, Reformatorische Bewegung und Anticlerikalismus in Deutschland und England., *Stadtbürgertum und Adel in der Reformation* Hrsg. W. Mommsen, 1979.
- 93) Cohn, *Anticlericalism in the German Peasant War.*, *Past and Present*, 38, 1979. p. 24f.
- 94) *Ibid.*, K. Stenzel, Die geistlichen Gerichte zu Straßburg im 15. Jahrhundert., *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*. 29, 1914, S. 403f.
- 95) K. Stenzel, *op. cit.*, S. 442, L. Pflieger, Untersuchungen zur Geschichte des Pfarrei-Instituts im Elsaß., *Archiv für elsässische Kirchengeschichte*, 9, 1934, S. 84f., bes., 86-90.
- 96) K. Stenzel, *op. cit.*, S. 444-6.
- 97) Franz, *Der deutsche Bauernkrieg*, Aktenband, 5. Aufl., 1980, Nr.78, bes. S. 222, Bischoff, *op. cit.*, p.262f.
- 98) F. Rapp, *Vorgeschichte*, S. 30.
- 99) Pflieger, *op. cit.*, S. 85-6.
- 100) Franz, Aktenband, Nr. 53.
- 101) Rapp, *Guerre des paysans*, p. 141, Franz, Aktenband, Nr.46-82, A. Rosenkranz, *Der*



農民戦争にいたるエルザス農村の社会経済状況について

*Bundschuh*. 1927, Bd. 1, S. 400-405.

- 102) Kiener, *op. cit.*, S. 496, Bader, *op. cit.*, Rapp, *Guerre des paysans*, p. 137.
- 103) 前掲拙稿参照。とくに瀬原前掲書、第9章以下、および前間良爾「ドイツ農民戦争における過激派の性格」『史淵』84、1960、を参照のこと。
- 104) Kiener, *op. cit.*, S. 496, bes. Anm. 6.
- 105) Kiener, *op. cit.*, S. 485, 500.
- 106) J. Kühn, *Das Bauerngut der alten Grundherrschaft*. 1912, S. 73f., 瀬原義生『ドイツ中世農民史の研究』340頁。
- 107) Sittler, *op. cit.*, S. 72f.
- 108) Rapp, *Aristocratie*.
- 109) Rapp, *Aristocratie*. p. 440f.
- 110) Rapp, *Aristocratie*. p. 442, Anm. 2, また彼らの家屋は、所有者の繁栄を示し、Furdenheimのそのような家の一つは、主室が幅18フィート長さ30フィート、8つの窓があって100 Gulden以上の資産価値をもっていた。Rapp, *Vorgeschichte*. S. 38, bes. Anm. 51.
- 111) Rapp, *Guerre des paysans*, p. 137 Anm. 19, Pfettisheimは、1509年に親子で誓約衆を帯びている記録。
- 112) Rapp, *Aristocratie*. p. 443, Anm. 6, Claus Fritschen., 60 Ackerの遺産を残す。
- 113) Rapp, *Aristocratie*. p. 444.
- 114) 穀物取引についてみると、多くのKochersberg農民は、シュトラースブルク商人と密接な関係を結んでいた。TruchtersheimのDiebolt Dossenheimがシュトラースブルクへのドメニコ会修道院の食堂で彼の結婚式を祝ったとき、彼の客には代官Florenz Rummler、たくさんの村長だけでなく何人もの穀物仲買人も含んだ。最も裕福な農民の間では家族のメンバーを穀物仲買人とシュトラースブルクに定住させるのが習慣であったようである。1517年、前述のClaus Banwartが、穀物販売の市民としての記録に現われる。*L'Alsace au siècle de la Réforme, Textes et Documents*, ed. J. Lebeau et J. Valentin, 1985, pp. 56-8.
- 115) 新規に契約を結ぶに当たって生産物地代を三分の一を提供してでも確保しようとしており、旧契約者に謝礼を出して二重借用する例も紹介されている。Rapp, *Aristocratie*. p. 445.
- 116) Rapp, *Aristocratie*. p. 445, これが相当な額であることは、たとえば有名な大聖堂説教師で神学博士のGeiler von Kaysersbergは年額120グルデン与えられていたことから推測できる。Rapp, *Vorgeschichte*. S. 37.
- 117) Wolxheimの聖堂区司祭Agramの賃貸契約簿を調べると、1500年頃の重要な記録を含む。Agramは2人の使用人と自分の教会の土地を耕した。彼は赤・白ワインの余剰をStrassburgで売った。彼は価格変動に注意し、最も有利な時にワインを売ろうとした。彼は失敗した時に次のような記録をしている。「[1517年] 7月20日、1 Fuderを18グルデン14シリングで販売。4月25日には24グルデンで売った。この間に価格はずっと落ちた。」全ての葡萄栽培者がAgramのような計画性を持っていなかったとしても、彼らが利益を最大にするのを熱望し市場システムについてのある程度知っていたと推測できる。Rapp, *Vorgeschichte*. S. 32.
- 118) Rapp, *Aristocratie*. p. 447.
- 119) Rapp, *Aristocratie*. p. 447, Anm. 3.
- 120) Rapp, *Aristocratie*. p. 447.
- 121) Rapp, *Aristocratie*. p. 446, Anm. 2.
- 122) この他、都市の富裕者、とりわけ宗教団体であった。このことが聖職者に対する憎しみを増さずにお

かなかった。Rapp, *Réformes et Réformation*, pp. 237-65, 435-41.

- 123) Rapp, *Réformes et Réformation*, p. 438
- 124) Rapp, *Vorgeschichte*, S. 41.
- 125) Rapp, *Réformes et Réformation*, p. 531.
- 126) Rosenkranz, *op. cit.*, Bd. 2, S. 23.
- 127) Rapp, *Réformes et Réformation*, p. 245f.
- 128) Hartfelder, *op. cit.*, S. 351, 388.
- 129) ただしこのような二つのグループ間の農村内の階級対立の証拠は明白ではない。身分にかかわらず負担平等を規定した農民戦争時での Oberkirch の記録は重要、Kiener, *op. cit.*, S. 495, Anm. 4。
- 130) Rosenkranz, *op. cit.*, Bd. 2, S. 23.
- 131) Rosenkranz, *op. cit.*, Bd. 2, S. 125-234.
- 132) Rapp, *Réformes et Réformation*, p. 438-40.
- 133) J. Saladin, *Straßburg Chronik.*, *Bulletin de la Société pour la Conservation des Monuments historiques d'Alsace*, N. S. 22, 1911, S. 303f.
- 134) *Ibid.*, S. 326.
- 135) *Annales de Séastien Brant*. 1899, Nr. 4612.
- 136) F. Eyer, *La Guerre des Paysans dans le comté de Hanau-Lichtenberg et les seigneuries voisines.*, *La Guerre des Paysans 1525*. ed. A.Wollbrett, 1975, p. 43.

(尚、本稿は、1996年度文部省科学研究費補助金・奨励研究(A)による研究成果の一部である)

(1996年9月12日受理)

(わたなべ しん 文学部助教授)